

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第二十二号

昭和四十二年六月二十九日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞雄君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 禎治君

理事 佐々木秀世君

田中 六助君

細谷 治嘉君

大橋 敏雄君

出席政府委員

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省石炭保安局長 中川理一郎君

委員外の出席者

通商産業省石炭局長 飯島 三郎君

労働省職業安定局長 塩田 晋君

西岡 武夫君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

参事 堀坂政太郎君

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

石炭対策に関する件(石炭対策の基本施策)

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

しい産業を導入するというのが目的で発足したものでございます。

昭和三十七年の出資金五億円、さらに政府よりの借り入れ金五億円、約十億円の資金で発足をいたしましたのでございますが、今日におきまして資本金は、先般御議決をいただきました四十二年度の出資金を含めまして百一億三千五百万円でございます。そのうちに、ただいまお手元にお配りいたしております「事業の現況」、それを一ページにございまして、五月末までに八十三億七千五百万円の出資をいたしております。六月に入りまして六億円の出資をいたしまして、八十九億七千五百万円というものが産炭地域振興事業団の資本金でございます。なおその後事業団の事業費につきましましては、大まかに申しまして自己資本四割、それから政府よりの借り入れ金六割という比率で資金を出していただくことになっておるのでございまして、借り入れ金につきましては、今日まで九十億七千万円の借り入れをいたしておるのでございまして、この中から十六億六千万をすでに返済を申し上げておるのでございます。

事業団の事業につきましては、当初設備資金の融資と、土地造成事業、この二つの事業でスタートいたしましたのでございまして、土地造成事業につきましましては、工業が入りやすい工業団地を計画的に造成をするというのが目的でございましてしたのでございまして、御高承のように、産炭地域に多発いたしました炭鉱失業者の方々の中で、特に中高年齢の方々が、他の職業に転換することが非常に困難であるという事情にかんがみまして、そういう炭鉱離職者の方々に主として働いていただきます場所をいたしまして、炭鉱地帯にございましてポタ山を処理いたしまして、工業用地を造成するといふ、ポタ山処理によるところの土地造成事業と、

一般的にそういった炭鉱に係らない土地等を造成をいたしまして、工場に提供する一般土地造成事業、この二つになっておるのでございます。

土地造成事業につきましては、今日まで大ざっぱに申しまして約一千万平米、約三百万坪の事業計画について、通産省の御承認を得ておるのでございます。本年度の事業費をいたしましては、約四十億でございます。そのうち二十七億が本年度の予算としていただいておりますのでございまして、その残りは前年度からの事業の継続によるものでございます。

それから次に融資についてでございますが、融資はただいままで約百億の融資をいたしておるのでございまして、誘致いたしました企業者の数は約三百五十件、融資件数といたしましては四百二十八件の融資をいたしておるのでございまして、この間私どもの関係をいたしまして、融資いたしました企業によりまして、その工場の生産高は、約八百三十八億円と私どもは算定をいたしておるのでございまして、総設備の投資額は、大体六百九十五億円、これが過去三十七年から今日までの間に、新たに投資が行なわれたのでございまして。なお、この間に投資が行なわれた炭鉱離職者の方々が、及びその子弟の方々が働いておられるのでございまして、実際の総雇用人員はそれの倍以上になるものでございます。

この土地造成事業及び融資のほかに、昨年度から工業用水事業といたしまして、筑豊の下流域地域の鉱害地にたまりますところの水、これを利用いたしまして、工業用水を主といたしまして、事業団の造成した工業用地に入る企業に供給する、鞍手工業用水事業が認められたのでありまして、これにつきましては、昨年度から今年度二カ年継続してやっておりますのでございまして、約三億五千万円の予算でただいま実行中でございまして、

炭鉱鉱害の即時復旧等に関する諸願(田代文久君紹介(第一九二五号))

は本委員会に付託された。

六月二十八日

第一類第四号

石炭対策特別委員会議録第二十二号

昭和四十二年六月二十九日

今年度じゅうにはその事業が完成をする予定でございまして、水は一日約二万トンの水を供給することができるようになる予定でございまして、それからこの工業用水事業と同時に、昨年度からまた新たにできます企業の中に、特に産炭地の資源を利用するとか、あるいは新技術の開発等を行なうことによつて産炭地に新しい企業を興すものに對します出資の道を開いていただいたものでございまして、昨年度五千万の出資を認められたのでございまして、これにつきましては、昨年の十一月に、炭鉱のほうから掘り出されて堆積いたしましたボタ山を利用する軽量骨材事業に對しまして、出資することになったのでございまして、十一月に日本輕量骨材株式会社がスタートいたしておるのでございまして、これは事業団が五千万それから民間の企業から五千万の出資を仰いだのでございまして、ただいまお試験中でございまして、その試験の結果は非常に良好でございまして、近く工場の建設に入る運びになると思いますが、おそらく製品は来年度からでございまして、いままで利用されてなかった炭鉱のボタの工業的利用という点に一つの道が開けるものと存じております。

このほかに、産炭地域振興事業団は、本年度から工場貸与制度を御承認をいただいたのでございまして、一億五千万の予算をもちまして、炭鉱の閉山直後の、企業が非常に入りにくいような土地等に工場の建物を建てて、それを長期に貸与する、あるいは長期の割賦払いで分譲するというように、よりまして、企業家の投資の負担をできるだけ軽減しながら、なるべく早く問題とされた地域に工場を誘致したいという趣旨で、この制度をこしらから始めることになっておるのでございまして、ただいまその制度等につきまして、政府関係方面の御了解を得よう折衝中でございまして、産炭地域振興事業団が始まりました今日までの概要はそのようでございますが、三十七年は発足いたしましたばかりで、土地の調査あるいは制度づくり等で、あまりたいしたことではなかった

のでございまして、大体企業の来方について申し上げますと、三十八年、三十九年、四十年のこの間におきまして、当初は大体地元の方々が、自分の山でたくさんさんの離職者を出したというようになことに関連いたしまして、その炭鉱関係者が事業を始められる、あるいは地元の方々が新しい事業を計画されるというふうなのが多かったものでございまして、したがって、企業も比較的小中企業が多かったものでございまして、三十九年から四十年にかけては、日本の経済が非常に一時的に停滞をいたしました。この間におきまして、産炭地への企業の来方もあまり芳しくなかったものでございまして、昨年度におきましては、これが非常に活発になってまいりまして、大体三十八年、三十九年、四十年におきましては年間大体二十億程度、私どもの設備資金の融資をする程度のものでございまして、その融資の規模が四十億にふえたのでございまして、なおこのときに同時に、運転資金の融資も、実は先ほど申し落としましたが、始めたのでございまして、これにつきましても約五億円の融資いたしまして、昨年度は四十五億円の融資をすることができたのでございまして、また造成いたしました土地につきましてもの売れ行きにつきましては、御承知のようにむしろ炭鉱が閉山し、あるいはその土地の人々が、企業がよそに逃げなくてはならないのではないかとというふうな状況でありましたので、そういうところに特にまた炭鉱地特有のいろいろな鉱害問題をかかえておりますようなところで、土地をつくりまして、合理的に売れるかどうかということについては、非常に憂慮されておられ、国会におかれましては、いろいろいままで御配慮を賜ったのでござい

でございます。四十二年度におきましては、この六月の末までに約四億円程度の土地の売り上げを見るに至りまして、約五十万坪、約五百五十万平米の土地が売れるようになったのであります。これは政府の資金を使わしていただきました、やはり安いコストの資金で先行投資をさせていただいたというところのおかげでございまして、なお、御高承のように、今日、日本全体といたしましては、労働力不足の問題が非常に深刻な問題となつておるのでございまして、産炭地に参りますところの企業にとつての最大の魅力は、やはり働きの問題であらうと思つております。炭鉱からは確かに若い方々がたくさん外に出られたのでございまして、またその近辺の農村方面におきましても、東京や大阪、名古屋というふうなところに出て働かせるのは手難したくないというふうな子弟等、近隣に工場があれば、ぜひ働きたいという人がまだ相当あるということでございます。そのような事情と、それから政府のほうで準備をしておりましたところの、この税法上の優遇措置及びこういう比較的低金利な融資というところが魅力で、だんだん産炭地へも企業が来ていたただけのようになつたのでございまして、さらに御承知の過大都市の過密化の問題に関連いたしまして、新しい工場を新設する、あるいはいままでの工場を閉鎖して他の産炭地に移るというふうな傾向もだいたい見受けられるようになったのでございまして、産炭地域振興の問題が日本経済全体のこういう地域問題の中において、ある一つの地位を占めておるような感じがいたしておるのでござい

今日まで私どもが融資申し上げました企業等につきましては、先ほど申し上げましたように地元の方々がお始めになる中小企業等から始めまして、だんだん今日におきましては大きな規模の企業が出てくるようになって、最近におきましてはたとえ日本陶器というふうな世界的にも有名な製陶会社が佐賀県の伊万里に工場をいま建設

中でございまして、さらに近く筑豊地域にも建設をする予定でございまして、またプラスチック工場といたしましても、相当有力でございまして、ところの矢崎化工というふうな企業が、北海道と九州のどちらもその産炭地の一番問題のある地域に相当りつばな工場をつくつていただいておりますのであります。またこの六月に決定いたしました常磐地区への進出企業といたしましては磯原でつくつております約二十万坪の団地でございまして、その七万坪が完成いたしておるのでございまして、その七万坪に入ります企業はスイスの会社と提携をした新しい工場等が設置されることになっておりまして、その七万坪の上に乗つかる企業の投資予定額は約三十四、五億に及ぶというふうな企業の出方を見るに至りまして、産炭地のお互いの努力によつて何とかもつという産業地帯になり得るのじやなからうかという、一筋の希望を抱けるようになっておるのでござい

今日の問題といたしましては、ほんとうに炭鉱に変わった新しいコミュニティを形成する核になるような中核企業の誘致ということが問題であるのでございまして、それにつきましては、これはいろいろな施策が伴わなければならないことは言うまでもござい

今日まで炭鉱の閉山というものがあまりにも急であり、またあまりにも深刻な問題でありましたので、それに対しましてはわれわれのほうの活動というのは非常に微々たるものでございました

けれども、対症療法的なきらいがなかったとは言えないのですが、これからは地域の体質改善に即するような、地域開発に即するような形の土地の改良というような方面に努力をいたしたいと思っております。

一応陳述を終わらせていただきます。

○多賀谷委員長 次に万仲余所治君。

○万仲参考人 雇用促進事業団の理事長を仰せつ

かっております万仲でございます。
私どもは、炭鉱だけではありません、一般の産業に対する雇用の促進、離職者の援護という意味合いのことが主であります、その中の一つに炭鉱の離職者の援護という仕事が含まれておる。

形ではこういうことになっておりますが、沿革的に申し上げますと、私どもの事業団ができましたのは三十六年の七月でございます。その一年半ばかり前に炭鉱離職者の援護会という特別の組織ができて、それを収容いたしました関係上、いまのように仕事のうちの一部ということになっております。雇用促進事業団全体の仕事といたしましては、労働省の外郭団体といたしまして、職業安定所で雇用をするという事柄が決定した人々に対していろいろの手当を差上げたり、あるいは住宅のない、もしくは困っておる人々に一時的に住宅の供与をしたり、また特別な別の仕事をやるという人々に職業訓練をしたり、また中小企業が大企業と就職の条件を同じゅうするための一つの方法として、私どものほうでレクリエーションのいろいろな福利施設等をつくりまして、これを貸与してあげるといような事柄をやっておるの

であります。
本日は炭鉱関係の事柄について申し上げるのをお呼びをいただいた趣旨と存じますので、その点を特に申し上げたいと存じます。

お手元に「炭鉱離職者援護事業の概要」というのを差し上げておりますが、これは説明を申し上げるのに十分なような書き方になっております。点は恐縮に存じますが、これに従って一応申し上げ

ます。

炭鉱離職者の援護関係のお仕事は、三ページに

ずつと細目を出しております。その内容が四ページ以下に書いてございます。いろいろこまかいことが書いてありますが、ごく簡単に大略的に申し上げますと、第一番目には、離職して就職した人

に移住資金を差しあげる。この移住資金は第一種移住資金と第二種移住資金になっております。もともと私どもの事業は離職した人々、特に炭鉱

に就いては、炭鉱を離職した人々に、炭鉱の近所ではなく相当以上の遠距離で別の仕事に従事していただくということが目的でありますので、移

住資金というものを、こういうふうに移住資金と家族の手当というふうなものを差上げて差し上げ

るということにしております。それが第一種移住資金と第二種移住資金とに分れて、単に遠距離のよその事業に従事するとい

うことだけではなく、ある炭鉱をやめた人でも別の炭鉱へ行って就職していただきたい、またそれを勧奨すべきであるといような状態ができたので、その後第二種移住資金というものを、

四ページの下のほうに書いてございますが、これは移住距離二十キロメートルというものは、あんまり近所ということでは困るというふうなこともありますので、ある距離以上、二十キロ以上の距離の別の組織の炭鉱へ行って働きたい、という場合にも移住資金を差し上げます、

こういう制度でございます。
支給の金額は、第一種移住資金は予算的には一人当たり約九万円となっております。第二種の方は近所でありまして、必ずしも近所ではなくても、旅費という点は別といたしまして、ほかにいろいろと同じ炭鉱へ行かれるというふうなことがありますので、実績的には半分程度になっております。
五ページに入りまして、二番目に雇用奨励金の支給というのがあります。雇用奨励金は、これは家族を持ってよそへ就職なさった場合に初めからある程度の収入がないと困る、しかし雇うほう

ではおれのところの仕事に対する能力は初めはそんなにない、そういう誤差が出た場合にその誤差に対して国からある奨励金をあげる、これが雇用奨励金の支給の原則でございます。初めは金額の誤差というふうなところでありましたが、その後改正いたしました、中ほどに書いてありますように、年齢によりまして月額六千円、七千円、八千円というふうに移住資金に差し上げていたしております。
三番目は再就職奨励金の支給、これは御承知のように就職手帳を持ちまして約三年間に就職するといような年限がございますので、早く就職されるほどこれは両方とも都合でありますので、早く就職された方に再就職の奨励金を差し上げる。手帳を得てから一年未満に就職された方には就職促進手当の七十五日分、一年以上一年半までの方には五十日分、それから三十日分というふうになり、早いほどよい差し上げるとい意味の奨励金であります。
第四番目は、職業講習の委託、これはいろいろの意味合いで地方公共団体に講習を委託するような場合があります。そういう際に、一人当たり幾らというお金を差し上げていろいろなことをおまかせしてお願いするといやり方でございます。
五番目の労働者住宅確保奨励金、支給金額にはいろいろ条件がございます。四つの種類になっておりますが第一種と申しますのは、自分の金もしくは自分で借りた金で住宅を建てられる場合には、入られる人一人当たり二分の一の費用を持つというたてで、最高二十万。第二種と申しますのは、私どもの事業団でお金を貸す制度がございます。あるいは住宅金融公庫、年金福祉事業団などからお金を借りて、それで労働者住宅を建てられるとい人々につきましては、最高十万円の奨励金を差し上げる。第三番目は、自分の家とかあるいは借り受けた家なんかを改造もしくは増築する、そういう場合には、家賃は入れませんで、最高三万円まで差し上げる。第四種というの、これが家賃のかわりを差し上げるようなことにな

ります。他人から住宅を借りた場合に、毎月の家賃の額に応じまして一か年間だけ、こういう段階をつけて、二千元、三千元、四千元、五千元を差し上げるとい、こういうやり方をいたしております。

八ページにまいりまして、住宅関係、これは宿舍となっておりますが、これは住宅のことであり

ます。住宅関係につきましては、ここに移動宿舍の貸与あるいは労働者用簡易宿舍の貸与及び管理と書いてありますが、ここに書いてない事柄で一つ大きな、私どものほうで移転就職者用宿舍とい

うものの貸与というものをやっております。これはたまたま会計が一般会計で、普通のところになっておりますので、二の二のところに書いてありませんが、炭鉱離職者援護会時代から、遠距離に行つて住宅に困られる人に対しては、臨時的に入りなさいといことと建て始めたのでありまして、初めは炭鉱労働者の離職者用でありましたが、事業団に合併しましてからは、一般用にもやりますので、現在経理的には一般会計になって

おりますので、ここに特にあらわれておりませんが、住宅公団が建てられますものと内容的にはほとんど変わりありません。そういうものを建てまして、一か年間を限度として、その間に事業主もしくは御本人が特定の住宅をお求めになる、あるいはお買になる、その間こへお入りなさいとい住宅であります。これは最初は年度に千戸、二千戸といふふうにつくつておりましたが、最近では毎年一万戸をつくる予算をちやうだいしております。すでにこの五月の下旬に三万戸ができ

上がつて、だれでも入れるようになった状態のものが三万戸を突破いたしております。五月末現在では三万七千戸ぐらゐになっております。もうすでに三万一千以上になったのであります。そういう住宅を貸与いたします。初めてつくりましたときは、いろいろ建築費も安いし、いろいろな関係等もいまほど便利にできておりませんので、二千七、八百円の家賃、最近では四千円ぐらゐの家賃でお貸ししているといのがございます。

その約三万できておりますうちで、炭鉱離職者がどれだけ入っているかといえますと、四八%、一万五千ちょっと未満の者が入っております。この住宅につきましてもよく世間的に問題になりまして、住宅はつくったけれどもちつとも入ってないじゃないかというお話がございますが、これは私どものほうでいろいろと条件を考えますほかに、むしろ労働省の安定所でも考えますが、県当局にもいろいろとお考え願って、そうして県と労働省と私どものほうと三つの意見が合致したところに建てるわけですが、たまたまできたとあつて人に入らぬという状況のところもありまして、現在の実情は、この三万戸のうち、全体的に比率を求めますと、八五%ちょっと、コンマがつきますが、約八五%入っております。ただ、これはできた翌日のものも入れておりますので、できてから六カ月間にだんだん入りまわすという事で、できてから六カ月たったものだけを勘定いたしますと九三%、五月末現在では九三%入っております。これは別の面から言いますと、常時一〇〇%、常に入り切りであります、新しく住宅に困った方にここにお入りなさいというのに、その余裕がない。どんどんどんどんつくれるものならいいのですけれども、そうはいりませんので、理想的に言いますと、逆の意味ではありますけれども、幾らかの余裕がいつもあつたほうがいいのですけれども、その幾らかの余裕というものがあまり多くては困る。そこでいろいろ問題になるといふことでございますが、現在は全体で八五%余り、六カ月たったものを勘定しますと九三%すでに入っております。これは移動しますけれども、大体その率が続いているという事でございまして、それはここに書いてございせん。ここに書いてありますのは、貸すのではありませんけれども、どこへでも移動できるように組み立て式の住宅をつくりまわす。そういうものは、最初それをつたのでありますが、だんだんだんだんといまのように住宅公団と同じようなものを建てるようになりまして、今日ではそれはほとんど使われな

いようになつておりますけれども、こしらえたものは千戸ばかりのものを持っております。それから簡易宿舎の貸与というものも、これも一時的にたくさん離職者が出て遠距離に行くという場合に、これは五戸もしくは十戸をこしらえて、これは簡単に移動できませんけれども、パイプハウス式のものをつくりました。これも千戸ばかりつくりまして、これは東京の近郊、大阪の近郊、名古屋の近郊などに持っております。これなどもだんだんそのほうの利用がなくなり、いまの大きなほうの住宅公団と同じようなものを利用するというところのほうが多くなつてまいっております。それから今度は、炭鉱離職者の職業訓練であります。職業訓練は、私どものほうでは総合職業訓練所と申しまして、原則的には二年間訓練をする。職業訓練所を現在各都道府県に一つは必ず持っております。二つ、三つあるところもありまして、ことしの四月現在、五月でもようございまして、六十三カ所持つておる。そのうちの炭鉱地方に關係のあるところ、たとえば岩見沢であるとかあるいは荒尾であるとかあるいは内郷であるとか小野田であるとかというところは、主として炭鉱の離職者を収容するという方方をいたしております。それに対して、九ページですが、所内訓練とかあるいは果もしくは事業所に委託して訓練するという場合もございまして、その場合に、訓練關係のいろいろな手当を出します。その手当も一〇ページ、一一ページに書いてございます。

それから十番目は、一二ページの下のほうに職業訓練宿泊施設の管理、これもこういうような炭鉱關係の特殊なところには炭鉱關係独自の住宅をつくつて、そこに炭鉱離職者に入つていただいております。そういうようなこともやっておりますわけでございます。

それから最後の一二ページであります。簡易生活補導施設の運営及び炭鉱離職者の家族の生活指導、これは若い子供さんたちの悪化するのを防ぐためにも、福岡県で三カ所ばかりつくつておりますが、そのほか家族の女の方にいろいろな指導をするとか、あるいは裁縫その他を教えるとかというようなレクリエーション的なものもまぜまして、福岡県では青春にもつづつております。ここには四つ書いてあります。

そのほかには、最近この七月から始めようと思ひますのに、開業資金の債務保証というのを新たにやろうと考へております。また自営で商売その他をおやりになる場合には、その支度金を支給する。開業資金の債務保証というのは、原則的には百万円まで確かな方々に対してはお貸しする。場合によつてはそれ以上になる場合も必要となるときには考へるというふうなことになるかと存じております。きわめて簡単に、しかもあちこちはしりやまして、一応御説明申し上げました。

御質問に応じてまたお答えしたいと存じております。

○多賀谷委員長 これにて参考人の御意見の陳述は終わりました。

○多賀谷委員長 これより参考人の御意見に対する質疑を行ないます。

石川次夫君 ○石川委員 実はきょう、総合エネルギー政策全体の立場から、石炭をどう位置づけるかという点について、政府としては相当慎重に検討を続けてきたのでありますが、石油がほとんど全部中東に依存しているという問題、原子力の見通しは、ことに科学技術委員会の方に所属しておりますが、有澤さんあたりと話をしても、原子力の見方が少し片寄り過ぎるのではないかと、これはいろいろな点で問題にしなければならぬと思ひます。そういう点で、日本の國のただ一つのエネルギーである石炭をどう位置づけるかというのを再検討しなければいかぬという気持ちがあるわけでございます。そういう点から質問したかったのでありますが、たいへん私、自分かつてなことで申しわけありませんが、十二時の汽車でどうしても出かけなければならぬ用件がありますので、きょうは簡単に一つだけ、参考人の方が来られておりますので、御質問したいと思ひます。

それは、いま私はちょうど建設委員会の理事をやつておまして、土地収用法の改正案があつたあたり委員会を通過するかしないかというせとぎわになつておるわけでありまして、先般常磐炭鉱へ皆さんおいでになつて視察願つたわけでありまして、そのとき、磯原地区という産炭地域振興事業団がやつております団地の造成が進んでおまして、それに対して説明を受けましたときに、公共用地の対象として土地収用の対象の中に入れてもらわなければ困るという陳情を実はバスの中でいただいたわけでありまして、私らたいへんうかつではあつたけれども、今度土地収用法の改正のときにこの問題を取り上げていただければたいへん都合ではなかつたか。しかし、いまからではちよつと時間的には間に合わないと思ひますので、一応御意見だけ伺つておきたいと思ひます。そうしていつかの機会に、これが妥当であるということになれば、ぜひ御協力をしたい、こう思つて質問するわけでありまして、実を言いますと、いまの改正法律案というものは、われわれとしてはほんとうは賛成しにくい点がたくさんあります。これは地価が非常に上がるから、ごね得をなくしたい、事業認定のときの値段で土地収用を全部やつてしまおうということでありまして、地価対策の一環としてはなるほど、もつともらしく聞えるのでありますけれども、実はごね得によつて地価が上がるといふことは、そう大きな要素になつておらないわけでありまして、かえつて土地収用の強権を強化するという結果だけになつて、肝心の地価対策は並行して行なわれておらぬではないか。したがって、今度は改正法によるところの対象としてはあまり範囲を広げたくないという気持ちがあるわけでありまして、そういう気持ちはありますけれども、しか

し、産炭地域振興というものは、国としてはきわめて重要な緊急の課題であるということも否定はできないと思います。したがって、産炭地域振興事業団としては、土地収用をいたします公共用地の中に、産炭地域振興事業団の行なうところの土地造成事業、こういうものを含めたという気持ちを持っており、承ります。承ります。承ります。

○堀坂参考人 たいま石川先生の御質問の土地収用法の適用の問題でございますが、事業団の今日までの土地造成につきましては、実はそのような法律上の権限をうしろにして土地の取得はできないようになっております。

実際やっておりますと、何万坪あるいは何十万人の土地をつくりだすときに、百人あるいは数十人の地主の方がおられまして、その九〇何%の御賛成をいただいても、あと数人はなかなか御賛成をいただけないという例がございます。一つのまとまった団地をつくる上において相当の困難があったことも事実でございますが、先ほど申し上げましたように、中核的企業の入りますような団地等を計画的につくる場合等におきましては、そうした問題が深刻な問題になってくると思うのであります。団地の中の一歩肝心なところの土地の所有者、特に地元の人でなく、他の地域の人が土地を持っており、というような場合等におきましては、なかなか応じてもらえないというのが実情でございます。

しかしながら、私も、実は土地収用の問題について一番痛感しておりますのは、いま石川先生が御指摘のように、何か権力を背景にして土地を強制的にわれわれのほうに事業に向けていただくということを希望していることが主ではないのでございまして、公共事業に土地を提供されまして、税法上の非常な大きな優遇措置があるわけでありまして、産炭地域におきましては、先祖伝来の土地——たんぼや山林を持ってお

られるわけでありまして、われわれが個々のボタ山をくずして、そのあと地をきれいに使えるようにしたい、あるいはそれを鉱害地に埋めて、それも使えるようにしたい。そうすれば、両方が生じてくるんだという場合等におきまして、もしそこに道が通れると、その他、その他の公共事業、すなわち土地収用法というものが背景にあるような事業に土地の所有者が土地を提供された場合においては、実は税が非常に安くなるわけでありまして、私どものほうの事業に土地を売っていただく場合においては、これは町の不動産業者にお売りになったのとちつとも違わない措置になるわけでございます。一番疲弊した二地におきましては、地主、特に農民の方々に

とりましては、事業団に売った場合においては、結局手取りが少くないということが非常に大きな不満になっておられるわけでございます。そのような環境の中において土地を提供していただくというところは、私どものように地元の振興というものを土台にして仕事をしなければならぬものにとりましては、実は非常に苦痛でもございますし、また地元の方々にとって非常に御迷惑なことであらうと思うのでございます。

先ほど申し上げましたように、今後の産炭地域の振興のあり方の問題といたしましては、地域の生理を養えるような、そういう地域の総合的な利用計画というものを立てて、最も合理的な開発をしていくべきであるという方向で、いま産炭地域振興実施計画を策定されようというところにあるのであります。そういうような事業の方向に即応して、私ども事業をいたします場合には、非常に困難な問題になるというところでございます。

○石川委員 いまのようなお話を聞きますと、なるほど千二百万円までは、今度事業認定を受けた対象になりますから、ことごとく免税ということになりますから、この対象になった場合とそうでない場合とは税法上たいへんな違いが出てくる。したがって、強権をもって土地収用をするというところとは無関係に、この対象になれば

実際にやりやすいということは事実であります。ただ、私が先ほど申し上げましたように、これは強権を強めるということとは間違いのないわけですが、対象を拡大していくことがいかうかというところは、にわかには賛成の立場としては、そう簡単に断るべきでないわけですね。私個人の意見としては、考慮の対象にすべきではなからうかという程度なものでありますけれども、今度の土地収用法の改正を契機に、石炭局としては、このことに気がついたかどうか、気がついて何らかの交渉を進められたかどうか、その経過がありましたらお聞かせください。

○飯島説明員 石炭局としましては、土地収用法の改正案につきましては、建設省との御協議によりまして、改正の経緯は承知しております。今回の土地収用法の改正とは直接関係ないとしても、産炭地域振興事業団の指導性の円滑な施行という観点から、何か土地収用法あるいはそれに見合う税法上の恩恵措置というものは検討すべきじゃないかという考え方は前からございます。実は、そのために新政策として、問題を提起しまして、法制局とか関係のところと御相談申し上げた経緯もあるわけでございます。その際、一番問題になりましたのは、産炭地域振興事業団の行ないます土地造成は、事業団が買収して造成して、これを個々の企業者に売るということになっております関係上、これがいわゆる公共用のものであるかという点で、法律解釈上いろいろ論議があったわけでございます。そんなような経緯もありまして現在に至っております。

先ほど参考人の方から御説明ありましたように、今後の産炭地域の振興のあり方としまして、何らかの形でそういう面の強権を伴うか、あるいは伴わない場合におきましても、そういうメリツトという面では何らかの方法が考えられないかというところで今後とも検討していきたいというふうに考えております。

○石川委員 一応の交渉を進められた経過は大体わかるのですが、これは法制局関係なんかは相当

ほかとの関連もあって、むずかしいことではないかというところはわかるのです。したがって、法理的にどうのこうのというのを言いますと、これはなかなか対象の中に入れないことは不可能に近いと思えますけれども、ただ、産炭地域振興というものの事業が今日の政治的な課題として相当緊急を要する問題だということで、政治的に解釈をすれば、これは必ずしも対象の中に入らないものでもないのじゃないかという感じがするわけですね。ただ、これはあくまでも私個人の意見でありまして、私、常磐炭鉱の視察に行きましたのはごく最近でありますから、いまから採用したて、これはとても間に合うことではありません。したがって、この次の早い時期に、もしそれができればその対象にするということも考慮できるのではないかと、このあたりは私どもとしてはしているわけですね。したがって、これは法理的な解釈というところではなしに、この産炭地域振興というものは、各産炭地区にとつては非常に緊急、そしてまた至急やらなければならぬ問題であるということ、これを政治的に判断をしてもらって、これは各党に働きかけていただいて、われわれもこれは十分検討します。これはすぐいいのだというところは言い切れませんけれども、私はやっていい性質のものでなからうかという感じがするものですから、次の早い機会にぜひこれを対象にするということ、で、ちょっとやっかいな操作にはなると思いますが、けれども、ぜひお願いしたいと思っております。そのときに受けておられたいと十分考慮したい、こう思っておりますのであります。あとの質問は次回でひとつか二つを願いたいと思っております。

○多賀谷委員長 大橋敏雄君。○大橋(敏)委員 まず最初に産炭地域振興事業団に關してお尋ねいたします。私は九州出身でありますので、どうしても話がそちらのほうにいくと思っておりますけれども、福岡県の産炭地域振興につきまして、第二次産炭地域振興五カ年計画というのがすでに通産省に提出されまし

た。これは四十二年から四十六年の五カ年の筑豊を中心とした県内産炭振興対策のまとめであるということですが、通産省のほうも、大体六月一ぱいまでにこの福岡県計画案を中心に最終計画をまとめたというのを聞いておりましたけれども、これがどの程度まで具体的に進んだかということをお尋ねいたします。

○井上(亮)政府委員 たいはいお尋ねの産炭振興につきまします今後の計画でございますが、御承知のように、先般来第二次産炭振興五カ年計画というふうなものの審議を続けてまいっておるわけでございますが、まず私どももいたしましては、関係の県が中心になりまして、地元市町村を含めた各広範な地域振興計画、これの取りまとめをお願いいたしました。それを中央に御提出いたしたいとおる、その原案をもとにいたしまして、たゞいま建設省、運輸省等いろいろ関係各省ございまして、関係各省と中央におきまして、その地元から提出されました計画をさらに検討いたしました。それをまたもとにいたしまして、たゞいま私どももこのところあります産炭振興審議会でも検討を続けておる。これはたしか先週もありましたが、今週もまたやる、また来月もやるというふうなことをいたしまして、六月中にはと思いましたが、大体七月下旬ごろにこの計画が一応まとまるのではないかと見通してあります。

○大橋(敏)委員 そこでこれに関係しまして、問題点と思われるのは、福岡県から提出されております案は、北部地区と南部地区と大きく色分けしている、ここに特色があるのですが、産炭地域振興事業団のほうで考えているのは、遠賀を拠点としておる、ここに食い違いがある、その考え方に食い違いがあるというところでありますけれども、その相違点の大きな問題点はどこなんでしょうか。

○飯島(誠)説明員 たいはいお話し福岡県関係としまして二つございまして、一つは今回の産炭地域実施計画の改定のための原案といえますか要案といえますか、これが

正式に通産省に提出されておるわけでございまして、この原案とは別に、四十一年度私の方の委託調査によりまして、とにかく筑豊地域につきましては、長期の将来にわたって、あの地域がたとえ産業配置の面やあるいは地域のいろいろな条件の面からいましてどういふ姿になるであろうか、あるいはどういふ方向で振興していったらいいであろうかということ、県の立場で自由に絵を描いていただけないだろうかということをお願いしたわけであります。このお願いした調査に基づきまして出ております報告書、これが大体十年後を目ざして描かれた報告書、県からはこの二つのものが出ておる。一方事業団のほうにおきまして、事業団の立場でそういう長期の将来にわたった姿を描いていただけないだろうかというところで、やはり調査をお願いしました。

いま御指摘の点は、おそらくこの委託調査に基づきます事業団と県の報告書の食い違い、これの点だろうと思っております。これはいま御指摘のように、そのものを直接的に見れば食い違いがあるようにございまして、事業団のほうはたしか昭和六十年を目標にしておるわけであります。非常に長期の、二十年ぐらいの長期の姿を予想しておるわけであります。一方県のほうは大抵十年後を目標にしておるということで、目標の時点の違いというのの一つあるわけであります。

それからもう一つは、いま御指摘の点では、県の方の報告書では直方の周辺というものに振興の重点を置くというふうな形になっておるわけであります。事業団のほうの報告書は県のほうの御意向も織り込みながら、しかもその将来を長く見て、もう少しフレキシブルにあの地区の地域を狭く限定するのではなくして、やはり広い立場でもう少し弾力的に考えたほうがどうかというふうな考え方に立っているようにございまして、そういうことで、事業団のほうとしまして、県の報告は参考にしたが、織り込んでおるということでございますから、基本的な違いはない。あと問

題は具体的な地点を考へる場合にどこにするかということでございます。これはそれらの報告書を背景としながら、今後さらに具体的な調査を進めまして、県あるいは事業団のほうで、それぞれ立場で御相談しながらきめていくということになっております。

○大橋(敏)委員 いまのお話では、福岡県の計画案は十年後を目途としておるようなお話で、四十六年までにこうしたいという案らしいのですが、御承知のとおり、筑豊産炭地域方面は想像以上に疲弊しておりますし、長期というよりも、長期の中でもやはり五カ年程度で、ある具体的な振興策が実現しなければならぬのではないかと、このように考えております。

そこで、五カ年計画案の中に財政的な負担額が約五百億円見込まれておるようでありまして、このいう予算的な面について、やはりお話を相当進んでおるかと、思いますが、通産省あたりではこれをどういふふうな受けとめておるだろうかという点もお願いいたします。

○井上(亮)政府委員 たいはい予算のお話が出ましたが、まだ審議会でも検討しておる段階でございまして、予算のところまでは進んでおりません。いまはむしろ各地の、何と言いますか、総合開発と言いますか、長期の開発計画、この志向すべき方向の問題とか重点の問題であります。たとえば、まず基盤整備、これが重点だと思っております。この基盤整備の問題について重点的にどうするべきかというふうな話し合いの最中でございまして、予算の問題等はやはり最終段階というふうなことで考えております。

○大橋(敏)委員 それじゃ雇用促進事業団に関連して、二問お尋ねいたしますが、訓練種目の中に自動車整備工とかあるいは自動車運転がございまして、これは地元で聞いた話でありますけれども、その訓練所に行く人はあらかじめ卒業後の就職先がはっきりときまっていた者でなければ入れないというふうなことで、事実形式的にでも経営者等

にお願いをして雇ってもらえるような証明書を保持していくとか、非常に骨を折っている話を聞きましたけれども、こういうことが許されるものでしょうか。

○万仲(参考人) 私がもし知らないならばたいへん恐縮でございますけれども、私はたいがい訓練所、六十幾つありますが、二回目半くらい回っておりまして、訓練所へ行ったとき、もしくは訓練所を通じて聞いておる限りにおきましてはそういうことは無いと思っております。

○大橋(敏)委員 これは、きょうは資料を持ってきておりませんが、確かにそこで訓練を受けている人から聞いた話でありますので、事実です。筑豊方面ですから、ひとつしっかりと調査していただきまして、そういうことのないように、ひとつ手を打っていただきたい。

○万仲(参考人) 私は寡聞にして知らなかったかとも思いますが、十分に調べまして、もしそういうことがありましたら、よく吟味いたして、適正に処置したいと思っております。

○大橋(敏)委員 もう一つお願いいたします。私はとにかくしろくろくでありますので、ほんとうに笑われるような質問かもしれませんが、要するに、移住資金の内容の中で、「公共職業安定所の紹介により炭鉱職者を雇い入れる事業主」というような条文がありますが、これは他産業のほうから炭鉱職者を雇い入れるために家を建てた、そのときもやはり同じ条件でお金が出るのかどうかということですか。

それからまたもう一つは、他の炭鉱経営者が同じ炭鉱労働者を雇い入れる場合家を建てた、そういうときも同じような条件でお金が出るのかどうかということですか。

○万仲(参考人) 初めのお話は、他産業でありますけれども、何でありますけれども、炭鉱職者を入れるというところでありますれば、条件に適合するわけでございまして、第二にお話しのような場合は、それはだめなん

あるんじゃないかと思うのでございますが、これ等につきましては、私どもやはり公共機関の御見解を聞いた上で対象にするかどうかについて柔軟な態度で臨みたいと思っております。

それから商業につきましては、私ども実は非常に困難であるのではないかと思っております。、資われわれのほうの金融能力といたしましては、資金融公事あるいは国民金融公事等の政府の機関が

ごさいますので、そういう方面で特に産炭地について御配慮を願うことが望ましいのではないかと
思っております。

○阿田(利)委員　事業団の場合設備の新増設に対しては所要資金の四割、しかも年六分五厘の利率

で十年間三々上り下りしているわけですが、今日の産炭地の現状にかんがみても、もちろんこれは政府の系統金融の關係もございませうが、金利もこういうふうになっているわけですが、これではなかなか実効があがらぬのではなからうか。どうしても無理をして企業を誘致するとい

いうことなんです。この点はむしろ大幅に利率を下げるとかあるいはまた四〇％の比率を三割に上げるとか、こういうふうな少し思い切った措置をしなければ実際問題としてはむずかしいのではないかと。それが私は産炭地帯における実情ではないか、こう理解しておりますが、この点はいか

がですか。

○堀坂参考人 岡田先生の御指摘のとおりであると思います。実際の運用につきましては、実は原則として四割であるというところでございます。で、私どもの現在の運用の例を二、三申し上げさせていただきます。

の閉山に伴いまして、あそこで事業を始めるといううようなものについては、初めから企業に来てくださいというお話をすると、四割にはこたわります。さらにまた美唄対策が十分でないというります。さらにまた美唄対策が十分でないという

ことで、政府の閣議了解等に基づいて発足された

美唄炭業等につきましては、これは約九〇％に近い融資をいたしております。このような特殊な例につきましては、政府方面とも十分に御了解を得ながら実はやっておりますのでございます。

今後の問題といたしまして、やはり同じ産炭地であっても企業が来やすいところと来にくいところ、それから閉山後早く何かしていただきたいところ、あるいは災害等に伴って早く企業を誘致しないと人心が安定しないというようなところの運用につきましては、私どもはいまでもそうでございますが、今後なお一そう、その六割程度は少なくともお貸しすべきであるというふうに思っております。

先生の御指摘のように、産炭地に新しく企業を興すということはやはり企業家にとって相当勇気が必要でございます。政府の資金のほかに自己資金が十分でない場合には、これはなかなか出にくいわけでございますので、そういう目的に沿いまして融資率を適正に運用していきたいと思っております。

それから金利の問題につきましては、一般的に金利が一年でございましたか下がったのでございますが、そういうふうな事情にかんがみまして、将来たとえば産炭地で石炭を使って、そして石炭の消費を拡大し、あるいはそれに基づくエネルギーを使うような産業というのが興るといふことになれば、かたがた石炭の需給対策にも貢献することでもございまして、また産炭地として一番望ましいことと存じますので、そうしたようなもの等については、やはり金利上優遇されることが望ましいという見解を私は個人的には持っておりますのでございます。

○岡田(利)委員 この点通産省としてどうですか。特に産炭地振興の戦略的な企業というものの誘致が盛んなわけですね。それが呼び水になって企業が進出するということが可能なわけですから、全般的に及ぼすというよりは、いまの場合資金量とかいろいろ面から無理かもしれませぬけれども、そういう点についてはこの比率の問題あるいは

は金利の問題等について思い切った施策を講ずる、そういう方向で今後の長期計画が立てられ運用されなさいかぬと思うのですが、見解はいかがですか。

○井上(亮)政府委員 全体としての御趣旨につきましては私も全く賛成でございますが、本年度から実はその融資の割合の問題につきましては、特に中核企業の融資につきましては、先ほど四割が原則になっておりましたという話が出ましたけれども、本年度から中核企業のものにつきましては六割ということを一応原則にいたしたいというふうに考えておりました。政府といたしましてはできるだけ産炭地振興の実をあげるという意味から、これらの問題については弾力的に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 出資対象事業ですね。これは軽重資材はすでに会社が設立をされて、今度は活性炭工業会社が設立をされるわけですが、この出資企業というものはいまの場合二つの会社が想定されるわけですね。今度の新たな五カ年計画の中に、さらにこういう出資企業というものが考えられておるかどうか、あるいはまた振興事業団として特にいままで検討された中でそういう問題点があればお聞かせ願いたい。

○堀坂参考人 御高承のように、政府関係のこういう機関が出資事業をするということにつきましては、従来からいろいろ御批判がございまして、なかなか産炭地の問題につきましても、地元、関係方面からの御要望はございましたが、困難な状態であつたのでございます。いま運用いたしておりますのは、やはりなるべく産炭地の資源をひとつ活用する、あるいはいままで利用されてない、あるいは開発されてない技術を企業化するというところで、なかなか日本の企業家が自分のリスクだけでやろうとしないようなものについて、ひとつ出資を認めるという考え方の前提で、しかもなおかつその技術等について相当われわれのはうで消化をいたしたものでして出資を御認可をいただいたという経過に、実はなつてお

るのでございます。この範囲を非常に広げるということも、実際問題として、非常に困難であろうと思っておりますので、いまの趣旨のような範囲内をあまり逸脱しないところで、ひとつテーマを強めていきたいということで実はきておるわけでございます。

そういたしますと、実はなかなか困難だということが実際でございますが、今後の問題といたしましては、先ほど岡田先生のおっしゃいました石炭を活性炭に活用するという問題と同時に、いまや北海道で問題になっておりますところの札幌等の公害の原因になっております有煙炭の燃焼等をできるだけ少なくするような意味において、微粉炭を活用した一般炭の製造というような技術、これにつきましては国立の北海道工業開発試験所が相当研究を進めておまして、ほぼ企業化していい段階に近づいておるのではないかと、いうふうに思っておりますので、これは研究所の研究者のほかに、こういうプラントメーカー等のお知恵も借りながら、企業化案をつくっていききたい、こう思っておりますのでありまして、これはまだこれから先の問題でございますが、当面の問題としてはそれでございます。

○岡田(利)委員 きょう特別委員会で議論をしたわけですが、御存じのように吸着剤として汚水処理に微粉炭を使う、こういう技術開発が行なわれておるわけですね。広義に考えれば産炭地域の振興にもなるし、特にこれは公共事業団体がやるわけですから、大体人口二十万から三十万以内くらい都市がこれをやる。その場合単なる起債でやるということは非常に問題があると思うわけですね。私はいまこういう政策というものはやはり産炭地振興にもなりますし、石炭産業の政策として前向きな政策でありますから、こういう点はある程度積極的に取り上げて、その個所を一応選定をして、自治省とも十分連絡をとりながら、これに踏み切っていく、こういう姿勢も非常に大切ではなからうか、こう考えてきのう議論したわけですが、こういう点については振興事業団としては、別に対象

にならないというお考えですか、あるいはまたそういう点について考えられていますか。

○堀坂参考人 私どものいま出資をいたします条件といたしまして、それはやはり企業として採算性を持ち得る事業でなければならぬというのが、一つの原則であるかと思うのであります。いま岡田先生がおっしゃいましたような事業で、いま私が申し上げましたような、これはもうける、もうけのない問題は別問題として、いわゆる採算性が実は取り得る事業であるかどうかという点につきましては、私まだよく理解ができるような事業をよく存じませんので、的確な答えができないかと思ひますが、やはり法律によって公共性を持つて設立された事業でもございまして、御指摘のような事業で何かいいものがございすれば、私ども勉強させていただきます。

○岡田(利)委員 問題は熱源処理の関係でそれに付随するものであれば産炭地振興になると思うのです。この点は技術開発も進んでおりますから、十分ひとつ御検討願いたいと思うわけですね。それと地方公共団体の場合土地造成をして売ります。この場合事業団では融資を行なつておるわけですが、たとえば地方公共団体の炭鉱の職者もしくは未亡人対策、あるいは身体障害者、こういうものを対象にして公共団体が何かやる、採算のほうは問題がないわけですね、公共団体がやるわけですから、それで市民の福祉のために何かやる場合に、未亡人を採用するあるいは身体障害者を採用するあるいは高齢者の炭鉱職者を採用する。そしてたとえば子供の遊び場でもけっこうでしよう、そういうものをやるのが考えられた場合、普通一般起債で地方公共団体は融資の道はあつたわけですが、内容によつてはなかなか対象になりにくい問題もあるわけですね。しかしいま言った趣旨で積極的にやるという場合には、ある程度考えていいのではないかと、こう私は思うのですが、こういう点については何かいままで問題が出ておりませんか。

○堀坂参考人 いま御指摘のような問題について、何か産炭地振興事業団から金を貸してもらえないかというお話があったことは二、三ございいます。ただわれわれお金を貸したいとした場合は、返済という問題が突はるので、返済もそういった人であれば相当長期であつて私はいふと思うのであります。たとえば先般、これは宇部でございますが、小児麻痺の方々とかあるいは精神薄弱児の方々等を収容して、その方々にある仕事を教えた。そうして長期的に見ればちゃんとこれが回転するのだ。それで普通の収容施設というようなことではなくて、そういう作業施設というようなものについて金を貸してもらえないかというお話も実はあつたのでございいます。これは金を貸すかあるいは工場を貸してくれるというようなことにならないかというお話があつたのでございいます。私も、これはどこか返まで政府のほうでお許し願えるかという問題があると思うのですが、気持ちとして何とかなる限りにおいては、やはり社会政策的な意味が相当強いものであつても、これはいいのではないかと。そこが利潤を上げてどうこうするといふ、いわゆる株式会社でなくともいいのではないかと。思つております。ですからこれは非常に限りがむずかしいところで、全面的にそういうふうにはいたしませんというふうにお答えすることはどうかと思ひますけれども、そういう考えを持っております。

○岡田(利)委員 この問題は事業として成り立つ、成り立たないという問題でなく、社会政策の面が地方公共団体の場合強いと思うわけですが。しかも議会で議決をして、その地方自治団体がこのお金を貸すわけですから、倒産をするおそれもないわけですね。そういう面では確実なわけですが。ただ問題は、私がいま申し上げておりますように、炭鉱というものが一社会のような役をして、しかも未亡人が滞留するあるいは身体障害者が滞留する。なかなかほかにも行けない。そしてまたそういう炭鉱の周辺で適当な人口が存在する個所

も指定区域の中にたくさんあるわけですね。そういう面から考えた場合に、やはり産炭地帯の一つの振興にもなるわけですから、またいま申し上げました効果も出るわけですから、この点はぜひそういう場合には、もちろん資金には限界があるでしょうけれども、ある程度取り上げていいのではないかと、こう思うのですが、通産省としてはどういふような問題はどうですか。

○井上(亮)政府委員 若干問題があるかと思ひますけれども、しかしだからといひましてこれは先ほど来お話が出ましたように、当初の運用よりも逐次その対象につきましても拡大をしまひてきております。要は産炭地振興事業団が非常に疲弊した地域のためにどう寄与するかという問題でもあります。ただ、しかし特に金融の問題になりますと、産炭地帯の振興のための金融は単に産炭地振興事業団だけでなしに、開発銀行もありましようし、あるいは中小公庫等他の政府機関との関係もありまふので、他の政府機関にも当然これは応援していただく必要がなければならぬ。要は国の政策として産炭地帯の振興のために産炭地振興事業団の融資といひ、あるいは開銀融資といひ、政府関係金融機関がみんな産炭地帯を重点としてやつていただくという体制をつくるのが一番大事だと思ひますので、そういう問題は残ります。残りますけれども、しかしひとつ研究してみれば価値があると思ひますので、御指摘の点についてもさらに検討させていただきますといふふうに考えます。

○岡田(利)委員 次に雇用促進事業団にお尋ねしますが、炭鉱職員の保護業務が先ほど説明あつたように各般にわたつて進められておるわけですが。私は今日の炭鉱の実情から考えますと、単に職業者を保護するという姿勢から転換すべき時期に來てゐるのではないかと、こう思はるわけですが。万仲参考人も御存じのように、現在炭鉱では炭鉱の労働者を確保することが非常にむずかしい。しかもこれは相当優秀な大手の炭鉱でも安定的な雇用を確保することは非常にむずかしくなつてきておるわけですが。しかも炭鉱同士で引き抜き

合戦が行なわれる、こういうことも非常に顕著になつてきてゐるわけですが。今度の国会には炭鉱労働者に対する特別年金が法案として出されております。これもやはり安定的な雇用を確保するといふために行なわれるわけですが。従来ですと、鋭角的な合理化が進められる、そのためにとにかく滞留する労働者をどんどん工業地帯に出していく、ここに重点を置いて民生の安定をはかるという趣旨でこれだけの各般の政策が行なわれてきたわけですが。もちろんこれからのもう一つは、炭鉱の労働者を炭鉱に雇用することが今日最も望ましいのではないかと。長年炭鉱に働いて技術を持つておるわけですから、その炭鉱の労働経験のある者がその山が終山になつても次の炭鉱に行つて働くといふことが望ましい時期に實はなつてきてゐるわけですが。こういうふうな趨勢といふものが変わつてきておるわけですから、これに対応して、広く職業者だけでなく炭鉱労働者の雇用全般の問題という面でも雇用促進事業団でも受け取つていかなければならぬ時期に來てゐるのではないかと。もちろんこれは労働行政の問題もございしますけれども、そういう点について御意見を承りたいと思ひます。

○万仲参考人 お説はまことにものもなわけですが、かねがねからそういう話が出ておりました。職業者を対象とする仕事であるといふことで大きく範囲がきまつておるわけですが、その範囲内でできるだけのことをやりたいといふことから、第二種の職業者の移住資金をつくつた。これもいままでの考え方だけからいいますと何だかおかしいのでありますけれども、しかしかくのごとき状態は時勢に沿つて考えねばいかぬといふことのあらわれの一つと考へておるわけですが、将来はさらに何らかの意味でお説のようなことが可能になるようなことは私も考へていかなければいかぬと思つておりますけれども、組織、法体制の考え方

からマッチするような方向に行かねばいかぬといふ点を考へながら行きたいと思つております。お説たいへん賛成でございます。

○岡田(利)委員 いま触れられました第二種の移住資金の問題ですが、これはいわゆる移住距離二十キロメートル以上、こうなつてゐるわけですが。しかし炭鉱地帯といふのは点々とそれだけの炭鉱が存在してゐるわけですね。ですから機械的に二十キロといわれても、この趣旨からいへば若干無理な面もあるのではないかと。たとえば極端なことを言いますと、美唄の炭鉱をやめて赤平で、近いところでもいいわけですが、雇用確保がたいへんなわけですから、労働闘争が起る可能性をいふ強めてゐるわけですが。そういう意味ではむしろ普通一般の一種と同じように、距離その他によつては額は違つてくるでしょうけれども、むしろ積極的に炭鉱から炭鉱に移住してもらつていふほうが現実的ではないか。特に中高年齢層対策といふものは非常にむずかしいわけですが。しかも炭鉱の労働者の平均年齢が常磐で三十六歳、ほかでは四十二歳だ、こういわれておるのですから、そういう方はあと十年なり八年炭鉱に働いてもらう技術を持つておるわけですから、このほうが望ましいのだ。そういう意味においては移住資金なんかについてももう少し実情に合つた政策をとる。設立なり経緯からいへば、これは無理してできた一種なのですが、今日の状態は徐々に大きく変わつておるのだ、こう私は思ふわけですが。これもいづれ労働者とも詰めなければならぬ問題ですけれども、そういう点では雇用促進事業団のほうも雇用促進の事業団ですから、現状を分析してそれに適合する施策、中高年齢層が炭鉱に行くのが一番いいわけですから、これからの雇用促進事業の面においても、そういう前向きで思ひ切つた転換といひますか、質的な発展といひますか、そういう方向をむしるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○万仲参考人 御承知と思ひますが、私は炭鉱の現場に長くおりました者で、私個人としては御説

についてはいかがでしょうか。

○万仲参考人 おっしゃるとおりでございます。先刻大橋先生ですか、お尋ねいただきましたときには、物はある。非常にきたないだらうけれども物はあろうというお答えをしたわけなんです。が、いまおっしゃる通りに、物はあつたつてほとんど使い道にならぬ。しかもあんなところへはだれが来るかという関係のところはそのまま残つてまいります。私もその点は非常に考えねばならぬと思つております。現に雇用促進融資と称しますつきからお話がありました融資関係では、われわれはできるだけ拡張解釈をいたしまして炭鉱に雇用促進融資をいたしております。ここに北海道では実績が幾つかございます。これは私はいまのような意味合いでできる限り法規をさらに改正すればまたよいのでございませうけれども、改正しない前にも、でき得る限り拡張解釈でやりたい。すでに現実に北海道では数炭鉱やつておりますので、たいへん賛成でございます。

○岡田(利)委員 終わります。

○多賀谷委員長 三原朝雄君。

○三原委員 時間がありませんので、二点簡単に尋ねをいたしたいと思うのですが、まず産炭地振興事業団なり石炭局長にお尋ねをいたします。それは自由企業下の現在でございまして、なかなか意のごとくは進まぬと思つたけれども、産炭地において、特に対象企業になつております鉱工業あたりを考へてみましても、特に市町村において希望してありますのは、基幹産業を何とか誘致できないかという問題が常にいわれる。ところがなかなか現在の市町村の態勢なり県の段階においては、そうした誘致はさめて困難であるという実情でございます。そういう点から、先ほど来お話の出でございました産炭地振興審議会等において、あらかじめ総合的な立場で計画が検討された時点において、あの産炭地にはどういふ企業を誘致することが可能であるか、また必要であらうかという、国全体の産業の構造から見ていろいろ

な意見がおそろくかわかっていると思つたが、ひとつそうした審議会の段階において、第二次五年計画等が立案される現時点でございまして、それらのメンバーにそれらの産業陣営の方も入れながら、責任を持たせて審議会の答申がなされる。その計画を検討される時点においてそうした政治的な配慮が必要ではないか。これはかねてからそういう点も論議がなされたことがあるわけでございますけれども、そういう産業経済界のお知恵をかりながら、みずから産炭地振興という政策に協力するといふような方向で審議を進めることがどうであらうかということでございます。が、そういう点を考慮しながら審議が進められておるかどうか、地元意向等が、常に陳情の趣旨はそういう点にあるようでございますので、たとえば自動車産業であるとか、あるいは伊万里地区のようにすでに国が企図され、事業団が企図されて、あるいは石油コンビナートがよからうとか、それに従つて将来の大陸との交易で港湾等の建設も必要である、そういう見地からなされる事業といふものが考えられるわけでありまして。そういう方向で進んでおる。それと同様に、各地における産炭地においてそうした構想でお進めいただきたいと思つたのですが、現在そういうことが審議会には取り上げられ、またそういう配慮のもとに進められておるかどうかということをお尋ねいたします。

○井上(秀)政府委員 先ほど申しましたように、ただいま第二次産炭地振興五カ年計画を審議いたしておるわけでございますが、審議会におきましては、各県からやはり先生おっしゃいましたような相当具体的な計画等も中に盛り込まれておりまして、そういう問題につきましても、まだ不確定のものももちろんございまして、相当話題をにぎわしておるような具体的な事例も中に入っております。先ほど御指摘のありました長崎県と佐賀県両県が、伊万里湾を中心として石油の基地をつくりたい、貯蔵基地等をつくりたいといううな構想も両県からすでに意思表示がございまして、

し、それからまた福岡県等におきましては、機械工業を中心とした産炭地振興事業をぜひやりたい、しかもそれは単なる中小企業的なものではなくて、中核企業あるいは大企業の誘致をしたいといううな希望も出ておるわけでございます。したがって、そういうことも審議会の中では議題になつて検討されている。ただし、いづれもまだ、何と申しますか、特に企業誘致の場合につきましても、まだ相手企業との話し合いが十分ついていないというのが現状でございます。ただ地元当局といたしましては、ぜひそういう形で企業誘致をいたしたいという強い希望が表明されております。そこで、審議会といたしましては、やはりそういう企業を誘致しますために、

やはり基礎になりますのは、特に筑豊等の場合におきましては、まだ道路の整備も十分ではありません。現在計画されております道路につきましても、これはいざばきわめて一般的な道路の建設でございます。審議会的な構想といたしましては、むしろいまの道路に数倍するような、二十年先を見たら、もっと大きな構想で道路計画についても取り組むべきではないかという意見も出されておまして、こそくな計画でなく、五カ年計画といつても、二十年先まで見たような展望、そういった中でこの当面の五カ年計画はどうあるべきかといううな見地で見れば、さういふような意見も出ておまして、さういふ基盤整備とともに、具体的にいたしたいとおっしゃいましたような大企業あるいは中核企業の誘致といううなことをやるべきだといふような意見が出ております。

ただ、やはり問題は、何と言いましても、誘致の対象になる相手企業、これとの話し合いがまだ十分ついていないというのが現状でございます。私もとしましては、やはりこれはできるだけ、審議会というよりはむしろ地元が中心になりまして、政府が——政府といふとこれは広くなりますので、私も、やっぱり産炭地振興を一応推進いたしております通産省が、地元と協力いたしまして、できるだけ具体的にさういふ話し合いを

進めていくような努力が必要じゃないかというふうに考えております。

○堀坂参考人 審議会の関係につきましては、井上局長さんよりお答え申し上げましたので、私のほうの関係でちょっと申し上げますと、実は審議会でのいふような業界の方の入つた一つの合目的的企業の選定という点は非常に困難な面もございまして、私もといたしましては、石炭局から一昨年来、たとえば筑豊に一番向く企業はどういう企業であるかということのテーマのもとに、実は調査を委託されて、その委員会を持つておるのでございます。それには、いま先生の御指摘のような自動車工業界でございまして、あるいは機械工業界でございまして、あるいは石油関係の方々も委員に入つて、実は検討していただいたわけがあります。これをやりました場合に、非常に私どもが当面いたしました問題は、やはり企業といふものは、とにかく自分が独立性を持つておるものであつて、自分の一番利益になるところを選択するといふ動きをどうしても本質的にするという問題が一つあるわけでありまして。それともう一つは、筑豊が、たとえば自動車工業であるとかあるいは重機械工業であるとかいつても、さういふものを受け入れをしていふような環境にまで整備されていらないという根本問題が実はある。したがつて、われわれは、さういふふうな委員会の検討をやつておりますうちに、やはり戦略産業としては、自動車工業といふものがいわれるわけですが、さうしたものをひとつ頭に置きながら、その自動車工業であるとか、あるいは重機械工業、電子工業といふものの入り得るような環境といふものを早く整備しなければ、どうもさういふことを呼びかけても企業家が十分興味を示してくれないということになりまして、先ほどちょっと御質問もあつたような、筑豊の体質を改善していくための基盤整備はどういうふうにあるべきかということに、実は昨年のテーマをしぼつたわけでございます。われわれはやはり筑豊というところからさういふような企業が

り得るような環境をまず整備する。それが地価の面で十分でなければ、これは政府のほうの施策によつて、何か地価を引き下げるといふような方法も講じていただきましようし、あるいはさらに望むらくは、そういうところに工場を立地するように、通産行政なりあるいは政府の施策の面において勧奨していただくなりといふようなことが必要になってくるのだらうといふふうに実は思つておるのでございます。したがって、私も思つておることは、いままでの検討の中において、それぞれの地区について、ある程度までのいわゆる戦略的な産業と申しますか、こういうような企業に來てもらつたならばこの地域がよくなるであらうといふような産業を一応想定して、それに向かつてどういふふうに整備していくか、その整備がある程度つくといふ目安がつけば、今度はどういふふうにして企業に來てもらうかといふ方法論の問題が確立していかなければならない、かように実は思つておるのでございます。

○三原委員 構想はよくわかりましたが、そこで幸いにして、今日の日本の産業経済の上昇態勢といふようなものが、地元県、市町村にも一つの空氣をつくりつつあると思う。中央のそうした構想もある程度受け取られておるようでございますし、ひとつ積極的にそういう基盤整備なりあるいは中央の戦略的なそうした企図等を浸透さしていただいて、地元の強い要請といふようなものとマッチさせながら、産炭地振興と取り組んでいただきたいと思つておるでございます。

そこで第二点をお尋ねしたいのでございますが、立地条件の現在の段階においてもきわめて恵まれた態勢のところでは、実は産炭地振興事業団が団地を造成されても、なかなか使用が行なわれず、ある地域にはペンペン草もはえるといふような状態であつたのが、今日においては団地をひとつぜひ分割願いたいといふようなうれしい悲鳴が現実起こつておるといふような地域も局部的には出てまいりました。

そこでお願いをしたいのは、先ほどどなた

かからの質問にもあつたように、事業団が団地を造成されるについて、一応の企図としては二年なりおそくとも三年ぐらゐで団地を造成したいといふような規模の団地を次々につくつていきまされども、それが計画どおりに前進をしない地域があつた。それは多く先ほどの一部土地取用、買取といふような点がなかなかうまくいかなかつたといふような事情もあるようですが、それは苦勞しながらも取用法とかいふものにかけず、何とか御相談をされて今日の団地造成が行なわれておることとはよく承知いたしております。そこで私も思つたしましては、企業がこう前進をしてみたいと、ひとつ未完成の団地であつてもぜひ分割して払い下げを願いたいといふ要請が次々に出ておるやうであります。そういう点について、しかしなかなか国の事業だし、個人の売買のようには簡単にいかぬやうでございますけれども、そういう点についてひとつ特段の配慮を願いたいと思つておる。要するに事業家といふのは非常に早期解決を希望いたしてゐる。ところが国のそうした事業といふのは、申し込みをいたしましても、半年ぐらゐはかかるというやうな状態になると、次々に事業は進展をし、変貌していきましますし、事業家としては困つた情勢にあることを承つておりますので、何とかそういう点をひとつ早期に、完成しなくても分割ができるやう、しかし総合的な立場からいろいろの計画は事業団においてもあらうと思ひますけれども、そういう点はそれなりにケース・バイ・ケースで御処置願ひたいと思ひますが、この点を特に要望し、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○堀坂参考人 土地をつくつておりますうちにその造成中に御要望があるやうな非常にしあわせな団地もあるわけでございますが、私もやはり今後の問題といたしまして、造成した団地についてそれぞれに向ひた産業に入つていただくやうなことが望ましいといふ一つの理想はあるわけでございます。何でもいゝから來てほしいといふ気持ちはいまも変わらないのですが、何でもいゝから、ど

こでもいゝからということではなくて、こういう種類のところには立地していただくとその後のその土地の管理なりあるいは道路の整備なりその他が非常によくある、あるいは排水の処置もうまくいくといふやうなことがございまして、こういうところにはなるべくございまいし、もう企業をといふやうな一つの目標、これは必ずしも明確ではなかつたと思つてございしますが、若干そういうやうな問題がございします。こういう点を土地を利用される方にもつとはつきりわかるやうに早くから明示をしていきたいといふことが第一点でございます。

第二点としまして、造成中であつても、これはもう使えるやうになるといふ状態のときには希望者に分けるやうにせよといふ御趣旨、これはまことにございまして、そうした点について從來も造成中に仮契約といふやうな形で実はやつておられますがございしますが、なお一そうその事務的な点は改善をいたしてまいりたいと思ひます。

こういう政府関係の仕事でございしますので、こに入つた企業が途中で転売されたいかぬといふやうな実はいろいろ心配があるために、ややその事務が停滯をしておるやうな点があるかと思ひますが、この点につきましては十分に注意をいたしまして改善したいと思ひます。

○多賀谷委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、兩参考人にごあいさつ申し上げます。本日は御多用のところ、本委員会に御出席ください、それぞれの立場から事業団の業務並びに今後の施策について貴重な御意見を述べただき、政策立案上非常に参考になりました。厚く御礼申し上げます。(拍手)

○多賀谷委員長 次に内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は石炭鉱業合理化事業団に關しまして若干お尋ねをいたします。

合理化事業団の働きは石炭産業の盛衰のかぎを握つてゐるといふてもいい過ぎではない。その使命は重大でありまして、その運営面における良否といふものはまたきわめて大きな影響をもたらすものと考えております。

そこで具体的にお尋ねいたしますが、合理的生産体制の基盤を確立し、その定安をはかる意味からもきわめて重要な課題とされている鉱区の調整についてであります。從來必ずしも十分に行なわれていたとはいひがたいと審議会の答申の中にも述べておりますように、鉱区の調整の重要性が十分認識されていながら実施の段階では進行しない。現実問題に立つて考えますと、先般も常磐炭鉱の視察をいたしました際に、所長さんのお話の中で、鉱区の調整については人間関係やあるいは利害関係等が複雑であつてなかなか困難だといふ話がありましたが、政府といたしましてこの問題点について今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的な対策を示していただきたいと思ひます。

○井上(完)政府委員 鉱区調整の問題につきましては、御指摘がありましたように今後石炭産業を合理的に開発していきましますために最も大事なことのひとつだと思ひます。そこで私もいたしましては、石炭鉱業審議会の中に鉱区調整部会というのを設けまして、昨年来特に熱心に御審議をいただいております。

かつては鉱区調整の問題につきましては、なかなか解決が困難だつた点が非常に多いわけでありま。困難な理由といたしましては、これはやはりもろはうはうと鉱区を差し出すほうとありますから、もろはうはうは非常に熱心でございすけれども、鉱区を分割して譲渡するあるいは全部を譲渡する側に立ちますと、遊休鉱区の場合には比較的簡単でございますが、遊休鉱区ではなくて現に稼

で、なかなか言うべくして簡単ではないわけでございます。しかし隣の山では炭量が少ないから、どうしてもその鉱区を分けてもらわなければやっていけないという事情はありますが、それを安易に受けて立つて譲りますと、今度は、それは十年や十五年や二十年は譲るほうもやっていけるかも知れませんが、率直に言えば、これは十年や十五年の寿命では炭鉱労働者というものは必ずしも安心できないわけでございますから、したがいましてそこに鉱区調整のむずかしさがあるわけでございます。ですから鉱区調整に反対する側は、譲る

ほうが反対します場合には労使ぐるみ、働く労働者が絶対反対を唱えるというのが実情でございます。そして、そういった点が基本的にこの鉱区調整のむずかしさでございます。ただ、そうは申しますけれども、昨年来各企業とともに、いわば石炭産業自身が共同体というと語弊がありますが、運命共同体的な気持ちになりました。比較的確接鉱区の場合に困った企業に対して譲る機運が相当高まっております。特に遊休鉱区の場合には昨年度も相当な実績をあげておりまして、遊休鉱区の譲渡という実績があげられております。

今日問題になっておりますのは、ただいま御指摘がありました常磐地区と、率直に言いました北空知の問題があるのですが、この北空知の問題はそう簡単ではありません。先ほど私が困難だと言った事例に類するものでございます。常磐の問題はそれほどむずかしいとは思いませんけれども、これまたやはりなかなかそう簡単ではない、それに類する問題がございます。ございますけれども、しかしこれはただいま私ども間に立ちまして、何とかうまい解決方法はないかということで善処いたしております。結局ケース・バイ・ケースで、実情を見て、要すれば私どもが間に立ちまし

東大の名譽教授をやつておられます青山秀三郎先生がやられました、それに東大の伊木先生、これは採鋳の先生でございます。それから早稲田大学の、同じく採鋳の大家でいらつしやいます中野教授、それから合理化事業團副理事長の田口さん、それから北大のこれまた採鋳の權威でございます佐山先生、それから九大の山田先生、それから聞銀鏗鏘裁の石原さん、それから日本経済の円城寺先生、大体以上でございます。大体中立委員で構成しております。

○大橋總委員 鉦区調整についてはすばらしいメンバーで審議がなされているように聞きましたけれども、理論的にはなされても、実質的には人間関係や利害関係でなかなかむずかしいということですので、実施の段階においては、やはり相当の政治的配慮も必要になってくるのじゃないか。そういう点から考えまして、現在合理化事業団に一任されているような形だと思えますけれども、これをものとさらに力強いバックアップといいますか、そういう態勢が必要でないのかという考えを保持しておりますが、それはどんなものでしょう。

か。

○井上(亮)政府委員　お説のように、私どもも、積極的にやはり鉱区調整につきまして政府も努力しなければいかぬというふうに考えております。ただ先ほど申しましたように、なかなか鉱区調整、譲るほうの側になりますと、将来の自分の働く場所をその分だけ失うわけでございますから、必ずしも容易でない問題がございます。これは事実です。しかし少なくとも遊休鉱区につきましては、これは私も積極的に間に立つてあつせんいたしたいというふうに考えております。

ねいたします。

○井上寛 政府委員 これはほんとうを言いますと、なかなかむずかしい問題でございます。しかしそこに書かれてありますのは実は私の持論でもありまして、できれば鉱区調整に伴いまして企業の統合とか合併とかということがより好ましいという気持ちでおるわけでございます。たとえば常磐地区等におきましては、でき得べくんば、全社が単一会社になる、特に常磐炭鉱と八戸中核炭鉱があるわけですから、その中核炭鉱のもとに統一したらどうかというような考え方を

持ちまして、実は昨年の夏ごろにも常磐の関係者の方々に共同研究をお願いいたしまして、やはりこれは何と言いましても、政府が押しつけたというより、各企業が自発的に、自主的にそういう気持ちになっていただかなければならぬわけでございいますから、共同研究をお願いし、共同研究の結果について御報告いただいて、政府としてなすべきことがあれば善処したいというふうな話を申しましたことがあるわけです。遺憾ながら、先ほど来申しましたように、鉅区調整という問題は、やはり企業にとって生命の問題であります。それから

う一つは、統合いたします場合にでも、なかなか各社の労務事情、労働情勢、こういうものも違いますし、それから特に現下の情勢では、経営成績のいい企業と経営成績のきわめて悪い企業というのが混在いたしておりますので、経営基盤の非常にしつかりした企業と、膨大な借金をしよっている企業との合併には反対でございますというようにすることがありまして、なかなか簡単にいかないというのが実情でございます。

○井上(元)政府委員 持論で実践いたしましたところ、必ずしも成功していないというのが実情でございまして、なかなか企業の合併問題というのにはむずかしい問題があるわけでございます。ですから、これをやりますには、やっぱりやるだけの準備と体制づくり、これが必要でございます。私はむずかしい問題が多いんじゃないか、簡単にやるわけにはいかないのじゃないかというふうに考えております。

将来の石炭産業の持っていく方の問題でございしますが、これはいろいろ御意見がありましよう。

國營論を言われます方もあるし、それから先日参
 考人の方のお一人で、国有民営論を言われたお方
 もありましたし、いろいろあるわけでございま
 す。私は、いろいろのがありますようにけれども、
 いざ國營ということを実施いたします場合には、
 それなりの大問題がこの産業につきましてはあろ
 うと思うのです。したがいまして、そう言うべく
 して軽々にできるものではないというふうに考え
 ております。この国有民営論というのはやや虫の
 いい議論のように思うわけでございまして、悪い
 ことは全部國が背負う、もうけは自分がいただ

く、こういうのは私はこの産業の実情からして、必ずしも妥当かどうか疑問だというふうに思っています。したがいまして、私はやはり私企業の長所を利用してやっていたくという体制が、当面特に必要ではないかというふうに考えております。

○大橋敏委員　さらに石炭局長の聡明な頭脳で、ほんとうに日本の石炭産業を興隆せしめるべく体制を確立していただきたいと要望しておきます。

次に移りますが、生産体制の合理化、近代化についてでございます。現在スクラップ・アンド・ビルド政策が実施されているわけでございますけれども、スクラップのほうは予想外に進行してい

る。その反面ビルド対策のほうにおいては、相対的に立ちおくれてきたのじゃないか、私もこう考へるのでありますが、もろもろのビルド対策の拡充強化について、特に問題点となるものあるいは留意をしなければならぬところがあれば説明していただきたいと思います。

○井上(元)政府委員　お説のように、ビルド面の対策につきましては、私ども今日までずいぶん重点を置きまして、いろいろの諸対策を進めてまいっております。しかし今日の炭鉱の実情からして、特に炭鉱経理が非常に健全な状態にある場合には、国の役割りもそれほど必要ない場合もありますけれども、今日の炭鉱の経営の実情からしますと、なおたたいま程度の国の助成策では必ずしも十分でない面もあるかと思ひます。私は制度としては相当完備されておるといふふうに考えております。しかし、この制度の運用とか、実際國がその制度について助成する幅の問題というより、な問題につきましては、なお今後とも検討せねばいかぬ点があるんじゃないかというふうに考えております。

今後ビルド対策を実施いたしますときには、やはり第一の問題としましては、近代化資金を活用していくという問題がございます。近代化資金というのは合理化事業団から無利子の設備投資、設備融資をいたしておる制度で、これがやはり一つ柱になりますので、こゝしから、そのうち坑道掘進も一つの設備投資になりますので、坑道掘進につきましてはこれは特に保安上の見地からいたしましても、どうしても坑道掘進を急がなければならぬ。これは将来の安定出炭をしますためにもどうしても坑道掘進をしなければならぬ。保安と安定出炭の両面から坑道掘進というのは非常に大きな大事な問題でございますので、これにつきましてこゝしから坑道掘進補助体制というものが、近代化資金は融資ですから、近代化資金の融資と並んでこの補助制度と並んでこれが今後の坑内の構造の近代化の柱になっていくんじゃないか。これに炭層探索等あるいは埋蔵炭量の調査とか、こゝ

うような将来の安定出炭のための助成策をやはり強化していく必要があるというふうに考えております。

な中小炭鉱等につきましては機械貸与制度これは現在わずか予算額にいたしましたも数億でございます。これをもう少し大幅に拡大をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから最後に、特に大事だと思いますのは、原料炭の新鉱開発、これをやはり国が相当重点をあげてやっていくことが特に将来の鉄鋼産業の成長の度合いともならみまして必要ではないかというふうに感じております。

○大橋敏委員 それでは炭鉱機械化の促進の關係でございますが、先ほども岡田委員の質問の中にもありましたように、新鋭機械が炭鉱に取り入れられてくる、そういう技術面に対しての訓練所等、今後も必要になってくるんじゃないかというふうに考えるのですけれども、そういう点では何か具体的な考えがあるのでしょうか。

○井上元政府委員　機械化の問題として、何といたしまして、やはり当面は機械化は、たとへば機械を買えないという問題がありますので、機械を買いやすいようにするための近代化資金の融資をするとか、あるいは政府銀行である開発銀行の融資を増ワくするとかいうようなことを従来やっていたわけでございます。それから先ほど言いました機械貸与制度というようなものも考えておるわけでございますが、あと訓練に關連いたしましたは、やはりこれは訓練所があればなおけっこうでございます。なおけっこうでございますが、特に新鋭機械につきましては、これを炭鉱に入れても直ちにそれが一〇〇%の能率をあげ得るものではございません。やはり半年くらいは鍛冶が習熟してから、機械になれて能率をあげていくというようなこともありますので、これはやはりそういった研修というようにことが行なわれればより好ましいというふうに思っています。ただし、これは先ほど万仲さんもおつ

しゃつておりましたが、訓練所やなんかという問題ではなくて、炭鉱自身がやはり訓練するということになると思います。といひますのは、山は一般の機械工業や製鉄業と違ひまして、自然条件がみな違うわけです。急傾斜の山もありますし、わりあい平たんに掘つていく山もありますし、いろいろございします。炭質も違ひます。かたいところもあればやわいところもある。いろいろありますから、山によつてそれぞれ使ふ機械が違ふわけでありまゝす。違ふというよりは応用があるわけでございますから、したがつてただ平板的な、訓練と言ひましてもやはり山によつて山の特質に合つた訓練と云ふことになりますので、そういう配慮の訓練が必要ではないかというふうに考えております。

○大橋敏委員 それでは新鉱開発につきましてお尋ねしますが、審議会の答申の中に「今後の新鉱開発については、石炭需給の動向をも勘案し、炭量・煙質等からみてとくに優秀な鉱区に対象を限定し、これを重点的に促進することとすべきである。」というたっておりです。実は私も中小炭鉱の経営者からじきじき聞いたのですが、新鉱開発については非常にきびしい規制がある。そのため自由に開発ができなくて、生産面からも保安の上からもマイナス面が多い、もっと自由に開発できるように法規を改正する必要があるのではないのか、このようなことを聞いたのですけれども、この点についてはどうお考えなのでしょうか。

○井上(亮)政府委員　その答申でいっております大規模開発の問題、これは特に原料炭等におきましては、これは将来の需給の動向からいたしまして、日本の国内で足らぬわけでございます。重油と競争いたしております一般炭は需給の今後の動向も違つてまいっておるわけでございまして、御承知のように需給の動向というのは絶えず重油との間で相当の価格差があるわけであります。この一般炭につきましてはどうしても政策需要をやつていかなければならない事情があるわけでございますが、原料炭につきましては、重油との競合関係は全くないわけであります、海外から同じ原

料炭を入れなければならぬということでございます。しかも海外のソースがなかなか安全供給という意味から言いまして、やはりこれは原料でございいますから、何かの都合で入らないというようなことになりますと、日本の製鉄業、ガス業界としては困るわけであります。どうしてもそういう安全保障の見地からいっても長くより多く原料炭の山を維持していかなければならぬというふうに私は考えております。ただその場合に、特に国が助成しようという場合には、原料炭の場合には小山というものはあまりないのです。したがいまして、大体有望炭田の開発というのは小規模でやりますよりも大規模で開発して、能率も百トンぐらいい、今日平均では四十トンぐらいですが、そういうような高能率でしかも相当な規模にしたほうがコスト的にも有利だという点もありますので、特にそういう開発について助成をいたしたい、こういうことを申しております。

おそらく先生に陳情されました方は原料炭の業者ではなくて、一般炭関係の方ではなからうかと思ひます、原料炭の中小というものはあまりございせんから。一般炭につきましては、何も私石炭局長としてまづ子にするつもりは毛頭ございせん。だから一般炭につきましても長期に安定的に出炭ができるような体制の開発であれば、私は開発銀行の融資等についても応援してもいいのではないかというふうに考えております。しかし、これが五、六年ぐらいしか炭量がないとかいうような場合には、今日の一般炭の需給状況等からいいたしまして、非常に余つてゐる実情でもありますので、これははたしてどうかというふうに考えます。ただ非常に長期的に有望な資源である、有望な炭量を持つてゐるというような場合には、私は援助して差しつかえないのではないかというふうに考えております。

○大橋敏委員　それでは炭鉱整備業務についてお尋ねいたします。

これも私実は勉強不足でよくわかりませんのでお尋ねするわけですが、採掘権者等から徴

収するいわゆる納付金と政府の補助金でまかなわれている。この負担割合は、政府補助金が八〇％で納付金が二〇％である、このようにしてまかなわれているというのを聞きまして、たしかに、この割合について、事態に即してどうなのか、適当であるかどうかというのを尋ねたい。○井上(亮)政府委員 今日石炭鉱業が非常に苦況にあるという点からいいますと、業者負担が二割、国が八割補助という割合は、業者のほうから見ると、わずかに二割の負担であつても苦しいというよりは、事実だと思つて、昭和十五、十六年ごろにはこの割合は、業者負担が六割、国が四割という時代がありました。もっとさかのばれば、ほとんど大部分が業者負担。これは要するに同業共助の精神で、とにかくその山がつぶれた場合には、たとえ需給関係一つ取り上げてみても、その分だけ他の産業が利益があるという形がありますので、同業共助の精神でスクラップ・アンド・ビルドをするというふうな思想がスタートでございますので、さかのばればさかのばるほど業者負担が多かった。しかし炭鉱の実情が非常に苦しくなつてまいりましたから、この業者負担を逐次軽減して、今日では八割国が負担するというような制度にいたしております。私は、今後もやはり石炭産業は相当苦しさが続くと思つて、けれども、しかしこの割合は、まあこれがこの制度としては最高限度ではなからうか、それでもなお苦しいという場合には、私はむしろ他の助成策をもつて考えていくべき筋合いじゃないかというふうに考えております。

ですけれども、トン当たり三十円というのは中小炭鉱ではこれは相当無理しているのではなからうか。それからまた、石炭鉱業年金法が今度成立することになつておりますが、これができればトン当たりまた四十円程度の負担がかかるのじゃないか。こうなつてくれば、安定補助金が今度かなり出ているというふうな話を聞きまして、けれども、御破算になるのじゃないかという感じを受けるのですけれども、この点について……○井上(亮)政府委員 お説のような事情は一応業者のほうから見るとあろうかと思つて、ただ、ことしからトン当たり三十円が四十五円になります。またおしかりを受けるかもしれないが、……十五円値上げになります。しかし、かりに四十五円になりましても、中小炭鉱を例にとりますと、年間出炭十万吨程度の中小炭鉱の負担は四百五十万円。ところが閉山いたしますときには平均的に見ましてトン当たり二千四百円出すわけでございます。私は閉山を考へて納付金を納められるわけではないと思つて、けれども、しかし炭量の少ない中小炭鉱等におきましては、やはり閉山したときの交付金の引き上げ等につきましても従来から非常に熱望しておられた点でございます。

いわれて、当初の目的を達成されたということで廃止にされたということでありまして、これは実質的にいわゆる当初の目的が達成されたのかどうか、私は達成されてないのじゃないか、こういうふうな諸般の環境から勘案して考へるのですけれども、そういう点はどんなものですか。○井上(亮)政府委員 運賃の延納問題は、御指摘のように二度延納しておるわけでございます。昭和三十六年度に運賃が一五％上がりまして、昭和四十一年に値上げになりましたときに、それから半額延納というのをいたしました。それから、四十一一年に値上げになりましたときに、値上げは一七・五％ですが、これは全額延納という措置をお願いした。これは要するに炭鉱の資金経理面の苦しさがありましたので、この値上がり急を急ぐにうわけにいかないということで延納をお願いし、その間にいろいろ石炭対策を拡充いたしました。助成策を強化する、その助成策を強化した中でこういう資金が払えるようにという配慮で延納いたしましたわけでございますが、中小炭鉱の延納というものは額は非常に少ないわけでございまして、事業団が債務保証しておりますが、事業団の債務保証した延納が三十六年度の延納措置のときは二億九千万円、四十一年度には事業団の債務保証は一億九千万円という程度の金額でございます。ですから、ことしから一応解除いたしましたけれども、この程度の運賃延納は今度のいろいろな助成策をもつてすれば一応やつていける数字ではなからうか。ただ、やつていけるといふにしても、私言いますのは、一般論でございます。個別的にとらえてみますと非常に苦しい企業もあることは当然だと思つて。

しておりますけれども、そういう点についてお願いいたします。○井上(亮)政府委員 輸送の問題につきましては、やはり積み込み施設の問題、まず坑内から引き込み線に積み込んでいく積み込み施設の近代化の問題が第一にあげられる。あとは国鉄輸送の、いまおっしゃつたような大型化の問題もありまして、同時に今度積みおろして回送いたしました場合には、さらにその荷役の問題というふうな問題があるわけでございますが、私も特に各積み出し港等につきましては、共同貯炭場とかあるいはその他の積み込み施設の近代化、こういうふうなことに政府からも近代化資金の融資をする等いたしましたので、できるだけその近代化につとめておるわけでございます。○大橋(敏)委員 いまアメリカにおいては大型ホッパー車ですか、あるいは水上輸送に対してはスチールバージなどや、またそのほかスラリ輸送等の計画が積極的に進められてゐる。わが国においてはこれらの輸送方式に対してどのような計画があるのかということですが、米国では大型ホッパー一両当たり七十から百トン積みむらしいですね。さらに百五十トンから二百トンほどのものを考へてゐるようでございます。現在日本の内容を調べてみましたら、三十トンだ、運送車両も米国は百から二百トンだ、そして一連行当たりが一万五千トンというのに対して、日本は室蘭本線で石炭専用車が約五十両連結、わずかに千六百何トンですか、アメリカに比べてたけた違いの内容ですね。私はコストの引き下げはアメリカよりもむしろ日本の国が重大な意義を持つておるのだ、こう考へるわけでございまして、こういう点についてどの程度真剣に考へてゐるか、お願いします。○井上(亮)政府委員 御指摘のように、アメリカは非常に大型化をやつておるわけでございまして、これは輸送量も違ひますし、それから鉄道の軌道その他の大きさ等も違ひますので、一がい日本の場合に直ちに日本の国鉄路線に對しましてそういう施策ができるかどうかという問題はあらうと思

○大橋(敏)委員 よくわかりましたが、普通納付金が昭和三十九年度まではトン当たり二十円であつた。ところが、その後値上げされて、トン当たり三十円に改定されたと聞いておりますが、四十一年七月現在において未収になつてゐる金額で三億九百五十四万円ですか、この未収納付金のうちの八〇％が中小炭鉱であると聞いておるわけ

中小炭鉱があの抜本策をとりましたときの要望に三点あつたわけ。三点のうちの一つは、この閉山交付金の引き上げというふうなことを特に強く要望された経緯もあるわけ。ですからそのあとで受ける利益等を考へますと、私は決してそんなに割り高とは思いません。それだけまた費用もかかるわけだというふうに考へます。ただ、大手炭鉱もそうですが、中小炭鉱において納付金の負担だとか、あるいは年金の負担というふうな問題がありますから、これは相当安定補助金をもつても必ずしも楽でないという実情はよく理解しております。

○大橋(敏)委員 最後にもう一つお尋ねします。運賃の延納措置は昭和三十六年、昭和四十一年の国鉄運賃の引き上げに伴つての暫定的措置と

は、鉄道輸送力の大規模にあるということも聞いて

いますけれども、いずれにしても、御指摘のような点については、私ども今後とも研究していかねばいかぬ問題だと考えております。同時に専用船、スラリ輸送等につきましても、専用船につきましてはすでに二十九隻、三、四年の間に建造してまいりました。ことし一年休んでおりましたが、これも原料炭の増大とか輸送の円滑化等のために、ぜひこの専用船については第二次専用船計画をつくって実施するようにはいたしたい。それからスラリ輸送については、これは私ども非常に従来関心を持っておりまして、これにつきましても、まず試験的なスラリ輸送の建造をやってみたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 水上輸送はたいへん成功したということも聞いておりますが、スラリ輸送ですが、これは現在世界的に米、国やフランスあるいはソ連等でも積極的にこれが行なわれているということも聞きましたが、わが国ではいま北海道の赤平―苫小牧間百四十キロの間を輸送する計画を立てられているというのを聞いたのですけれども、具体的にどの程度進められていて、これが本格的に実施される段階というのはいつごろになるのだろうかということです。

○井上(亮)政府委員 スラリ輸送の問題は、これはまだ検討段階でございまして、米、国では御指摘のように実用化している、逆に鉄道が脅威を受けてスラリ輸送をやめてくれれば運賃を下げるなんという話が巷間伝わってきたくらいに実用化していると聞いております。わが国においてはまだ研究段階、米、国のそういったスラリ輸送の実情等も関係者が見学したりして検討いたしております。検討段階でございまして、いつごろから実現するかということは、いま直ちに申し上げられませんが、そろそろ私も試験成績が非常にいいという報告を聞いておりますので、何か試験的な実験的な措置を考究してみたいというふうにいま考えておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 積極的にやって石炭産業の振興にひとつとめていただきたいと思ひます。以上で終わります。

○多賀谷委員長 次会は明三十日午前十時三十分から委員懇談会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会